

貯蓄預金（２） （愛称：貯蓄預金〔年金優遇型〕）

1.商品名 (愛称)	貯蓄預金 (愛称：貯蓄預金〔年金優遇型〕)
2.販売対象	・公的年金の自動受取を当行取引店に指定されている方 ・制度上公的年金受給資格を持たない65歳以上の在日外国人の方
3.期間	定めなし
4.預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	随時預入 1円以上(ただし、基準残高は10万円) 1円単位
5.払戻方法	随時払い戻します。
6.利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	10万円未満、10万円以上の2段階の金額階層別金利設定をおこない、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します。＜変動金利＞ 金利については窓口でお問い合わせいただくか、当行ホームページをご覧ください。 毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7.手数料	キャッシュカードによる支払い等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求することがあります。
8.付加できる特約事項	・普通預金(総合口座を含む)から資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。 ・マル優の取扱いができます。
9.中途解約時の取扱い	定めなし
10.その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取りはできません。 ・総合口座の取扱いはできません。 ・取扱いは1人1口座のみとし、公的年金を受給されている方は、年金自動受取を指定の店舗に限ります。 ・当行取引店における公的年金自動受取の指定を解約された場合は、「スーパー貯蓄預金」の金利を適用します。 ・利息については20%の分離課税の対象となります。 ・平成25年1月1日より復興特別所得税(0.315%)が追加で課税されます。 ・預金保険の対象となりますが、「決済用預金」と異なり1金融機関1人あたり、預金保険の対象となっている他の預金等と合算して元本1,000万円までとその利息

	額までしか保護されません。
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570 - 017109 または 03 - 5252 - 3772

(平成29年5月8日現在)